

徳島県とArithmer株式会社との包括連携協定書

徳島県（以下「甲」という。）とArithmer株式会社（以下「乙」という。）とは、県民の安全・安心の確保や地域の活性化に繋げるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、乙が持つAI・IT技術を活用した協働による事業を推進し、県民の安全・安心の確保や地域の活性化に繋げることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- (1) 災害、危機事象対応に関する事項
- (2) 保健・福祉・医療体制の充実に関する事項
- (3) 農林水産業の振興に関する事項
- (4) 商工業の振興に関する事項
- (5) 教育の振興に関する事項
- (6) その他、県民サービスの向上や地域の活性化に関する事項

2 甲及び乙は、第1項に掲げる事項を効果的に実施、促進するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法、費用負担その他の条件については、甲乙協議の上、取組ごとに別途定める。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した秘密情報について、第三者に開示又は漏えいをしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了後も、前項に定める秘密保持の義務を負う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲及び乙のいずれかから書面により本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙が本協定の解除を申し出る場合、解除日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定の解除ができるものとする。

(本協定の見直し)

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議してこれを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年9月28日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1

徳島県

徳島県知事

乙 東京都港区六本木1丁目6番1号

Arithmer株式会社

代表取締役社長兼CEO